

# 京都市帝國大學經濟學會

# 經濟叢論

第四十七卷 第二號

昭和十三年八月一日發行

## 論叢

貨幣は被覆なりや……………

文學博士 高田保馬

日本國民經濟の根本性格……………

經濟學博士 石川興二

統計機關論……………

經濟學博士 蜷川虎三

## 時論

連繫貿易制(Link-system)に就いて……………

經濟學博士 谷口吉彦

## 研究

純粹理論經濟學と日本國民主義……………

經濟學士 柴田敬

理論經濟學との間の距離……………

經濟學士 德永清行

支那經濟に於ける銀の地位……………

經濟學士 青山秀夫

ワルラスに於ける動學化の問題……………

經濟學士 住谷勇二

## 說苑

近世絞油業の生産機構……………

經濟學士 住谷勇二

資本及び資本形成理論の二元性……………

經濟學士 中谷實

ドマンデヨン、村落と田舎共同體……………

經濟學士 宮本又次

## 附錄

彙報  
 外國雜誌論題

(禁轉載)

# 日本國民經濟の根本性格

石川 興 二

これまでの資本主義經濟の支配的な時代に於て、經濟學の中心的な研究對象をなせるものは、資本主義經濟社會であつた。經濟科學はこの經濟社會をそれが於てあるところの具體的な國民的實在より抽出して研究した。かく抽出された經濟社會は各國に普遍的な構造を示めした。従つて經濟學そのものも普遍的な性格を有してゐた。

然るに各國の國民的實在なるものは各々具體的な構造を有するものである。而して個々の文字の具體的な意味がそれの於てある文章の異なるによつて異なるが如く、資本主義社會の具體的な意味も、それが於てあるところの國民的實在の構造の異なるによつて異なる。より具體的な生に迫らんとする今日の經濟學は、これまでの抽出されたる經濟社會の研究より進んで各國の國民經濟をその生きた一體として研究せんとするのであるが、この具體的な經濟學にとつてはじめて、各國民經濟の根本性格なるものが重要な問題となる。その國民經濟の一切はこの根本性格によつて規定されてゐるのである。然るにこの各國の國民經濟の根本性格なるものは各國民的實在の根本構造によつて決定される。これ國民的實在の根本構造なるものが、その國民生活の總らゆる面を決定して居るが故である。

かくて日本の國民經濟の具體的なる研究に當つては先づその出發點に於て、日本國民の根本構造を明にし、これに基いて日本國民經濟の根本性格を明にしなければならぬのである。

かくて我々はこゝに日本國民の根本構造の考察を以てこの論を出發しなければならぬのであるが、而もこれまで、西歐思想の輸入を主とし歐化を主としたる現代日本に於ては、自國民の根本構造を明にすると云ふ問題に於てすらも、これを西歐諸國のそれと一様視する傾向が著しいのである。故に我々はこの西歐諸國の根本構造との對照に於て、これを明にすることにとめなければならぬ。

## 二

先づヨーロッパに於ては、國民的存在の型を示めすところの對照的な事實が與へられて居る。ヨーロッパ文化の源泉たる古代ギリシヤに於てと近世西歐諸國に於てとある。即ち曩に明にせし如く、ギリシヤに於ては、人間生活の出發點に於ける共同體が一貫して發展し、かくて共同體がその基底をなすところの共同體的な國民が成立した。これに對し、西歐に於ては、同じく共同體に出發しながらその發展の途中に於て共同體的性格が破壊され、國家權力的なるものと個人社會的なるものとがその基底をなすところの市民的な國民が成立したのである。人間的存在のこの二つの型の對照は、近世の西歐思想に於ても見られる。

このことは既にルッソーに於て見られる。即ち彼が家族並に家族の聯合としての國民の時代をもつてこれまでに於ける人類の最も幸福な時代として居るのは共同體的存在の段階である。彼はこれに對し *société civile* 市民社會の状態を對立せしめて居る。即ちこの共同體的な状態が土地の占有によつて、有産者と無産者との階級對立

- 1) このことは左翼主義者と共に右翼主義者に於ても見られる、即ち前者が社會主義的國體觀に立つに對し後者は國權主義的國體觀に立つ。
- 2) 拙稿『共同體思想の生的基礎』本誌第四十六卷第六號第四〇頁以下參照
- 3) 同第四八頁以下參照
- 4) 拙稿『共同體の人間學的考察』本誌第四十六卷第一號第189頁自至第190頁參照

を生じ、更にこの土臺の上に專制的な國家權力の支配が成立つに至ると考へたのである<sup>1)</sup>。

ヘーゲルはその哲學體系の「客觀精神」の「人倫態」の論に於て人間的存在の發展的段階を「家族」と「市民社會」と「國家」とに於て考察したが、ルッソーに於けるが如く、この家族は共同體的段階であつて、「市民社會」(die bürgerliche Gesellschaft)の考へも正にルッソーの société civile の考に相當するものである。即ちそれは個人主義的な經濟社會であるところの das system der Bedürfnisse を基礎とするものであつて、人々は本來彼等に生存を保證したところの共同體的な地盤より引き離されて「市民社會の子」となる。この社會に於ては資本と偶然とによつて貧富の分裂對立が押し進められるのである。而もヘーゲルの市民社會は單なる社會ではない。Entzweiung 二分化を以て本質とせる市民社會に於ては、特殊的社會的なるものと國家的普遍的なるものとが分裂對立し而も特殊的社會的なるものが前向的支配的となつて居るが、その根底には國家的なるものが存在して居るのである。故に市民社會は同時に der äussere Staat 「外的國家」である。この國家的なるものが高まり社會的なるものを支配すに至りしものが、ヘーゲルによつて人間的存在の最も具體的なるものとされる「國家」である。かくて「市民社會」もこの「國家」もその本質に於ては市民的なるものである<sup>2)</sup>。

マルクスは、ヘーゲルの「市民社會」を以て有史以來の人間的存在の根本構造であると考へたのであつて、彼はこの市民社會の構造を歴史哲學的にまた經濟學的に展開した。

以上の思想に於ても既に人間存在の共同體的なるものと市民的なるものとの對照が見られるのであるが、原始共同體の研究が十九世紀の半より盛となつて以後、この思想は更に明確に發展したのである。モルガンは、自然

1) 同拙稿本誌同卷同號第〇〇頁

2) 拙稿「ヘーゲルの市民社會と經濟學」本誌第三十八卷第一號

民族の共同體生活の刻銘なる研究に出發して古代のギリシヤ人ローマ人についてその共同體的性格を明にし、國民的存在について、共同體なるものと市民的なるものとなを明確に對照せしめた。即ち次の如くに述べてゐる。

「支配の形式は、二つの一般的な形態に歸せられる。その基礎に於て此二つのものは、根本的に區別される。

時間の順序より云ふて第一のものは、人々の上に而して全く人的なる諸關係の上に基礎付けられるものであつて *societas* として區別され得る。氏族はこの組織の單位であり、連續的な結合の段階として古代にあつては氏族、部族、種族、及び人民又は國民を構成するところの種族の聯合體 *the confederacy of tribes* を成して居る。やゝ後代には同一地域に於ける諸種族の一國民への合、<sup>1)</sup> a coalescence of tribes in the same area into a nation は、別個の地域に占在せる種族の聯合體に代つた。かくの如きものが、氏族が出現せる後、長期に互れる古代社會の一般組織であつて、文明時代が併發せる後もギリシヤ人やローマ人の間に残つて居た。第二は領土と財産とに基、<sup>1)</sup> *civitas* として區別せられる。境界と限界とにより圍繞され、その包含せる財産をもつてゐる町または區は、後者の基礎または單位であり、政治的社會はその結果である。政治的社會は領土的地域のの上に組成せられ、且つ領土的地域を通じて人と等しく財産とも關係する。<sup>1)</sup>」

以上の諸思想に於て共通的に見られるところの第一のものは、共同感情に基く共同體なるものと、社會的な財産關係並にこれを土臺とする權力關係に基くところの市民的なるもの、換言すれば社會的—國權的なるものとの對照である。前者にありては、人々は共同感情に基いて直接的に結ばれて居るのであるが、後者にあつては人々は財産又は權力を媒介として間接的に結ばれて居る。以上の諸思想に於て共通的な第二のものは、人間的存在の

1) Morgan, Ancient Society pp. 6-7.

初めに共同體的なるものがあり、然る後このものが全く市民的なるものに轉化したと考へることである。この考へは、本來の共同體的なるものゝ發展が、その中途に於て中絶され共同體的性格を全く失ふた西歐の事實には合致するものであつて、現に西歐諸國民は、市民的國民である。この市民的國民の内に於て相對立する原理としての社會的なるものと國權的なるものとの間には支配的地位が一より他へと急轉する革命性がある。佛蘭西國民史はその典型的なものである。而もその何れが支配的なるかによりて二種の型が分たれ得る。例へば、英國民に於ては社會的なものが、獨逸國民に於ては國權的なものが支配的である。

これと異なつてギリシヤに於ては人間の本來の存在としての共同體的なるものが正常的に發展することによつて共同體的性格を失はずして都市共同體を實現した。即ちギリシヤの自然は、山脈によつて海岸の諸小地域に分たれ、この小地域は他より山脈によつて他より分たれて擾亂を受け難く、前面に海をひかへ、こゝに各々の都市共同體にまで發展することが出來た。而も各々がギリシヤ民族よりなる諸の都市共同體は、相寄つてギリシヤ民族の國民共同體を形成するに至らなかつた。抑も全民族の大國家の考へは、ソフィストに於てもプラトーンに於ても、アリストテレスに於ても未だ見得られなかつたのであつて、僅にアリストテレスの『ポリテイカ』に於ては、ギリシヤ民族が一國家に形成せられるならば世界を支配することが出來るであらうと云ふ語が見られる。<sup>1)</sup>このギリシヤの諸都市共同體はその内部に於て市民社會化されることにより崩解の方向に向ふたが、遂にアリストテレスの晩年に於て、異民族マケドニアに攻略せられその獨立を失ふに至つた。かくてギリシヤ民族は、諸種族の結合としての都市共同體を越へてギリシヤ民族全體の一國民共同體にまでには進み得ずして終つた。

1) 拙著『精神科學的經濟學の基礎問題』第二一六頁參照

本來共同體的存在に出發した人間的的存在なるものは、その一貫せる發展として一民族の共同體にまで至ることが、その最も正常的な發展であるが、これを果げ得たものは日本國民のみであつた。こゝに日本國民の根本構造が定まるのである。このことを明にせんが爲めに先づ共同體の發展的本質を考察して置かねばならない。

## 三

共同體の發展的本質は、共同體自體の本質に即してこれを考へなければならぬのであるが、既に述べしが如く<sup>1)</sup>共同體の本質の第一は、その共同性である。即ちそこに於ては、人々は直接に共同感情を以て結ばれて居る。第二は中心性である。即ちこの共同感情は、共同的中心的なるものに於て表現されて居ることによつて客觀的な力となつて居るのである。第三は重層性である。即ちそこに於ては、より小なる共同體はより大なる共同體に於てより十分に生きることが出来るのであつて、かくてより小なる共同體よりより大なる共同體へ重層的關係が成立つて居る。第四に基礎性であつて、原始共同體は未分前の統一状態にあるものであるが、より發展せし共同體に於てはこれより社會的並に國家的なるものが分化する。而もそれが共同體である限り、社會的並に國家的なるものが、共同體を基礎としてそれに於てそれが機能としてあるのである。

この共同體の本質に即して共同體の發展的本質を考へて見よう。

先づ共同性について見んに、共同體に於て人々を直接に結んで居るところの共同感情なるものがそれに基いて居るところのものは、氏族共同體に於ては血を同じくして居ると云ふ事實である。村落共同體に於ては必ずしも血を同じくしてはゐないが、而も同一の村落に定住して相互に面接し共同の生活を營んで居ると云ふ事實であ

1) 拙稿「共同體思想の生的基礎」本誌第四十六卷第六號第四三頁參照

る。都市共同體に於ても同様の事實が存する。然らば、人々が相互に面接し得ざる程度にその範圍が大なる共同體なるものの成立は、不可能であらうか。抑も、人間を人間たらしむる本質は、その作つたものに作られると云ふことである。<sup>1)</sup>人間の作つたものは表現である。人間は本來表現界に生れ出でこの表現界に於て作られるのである。故に或る人々が久しきに亙つて表現界を共通にして居るならば、その人々の間に共通の感情が生ずるに至る。例へば言語、神話、宗教を同じくし、政治經濟等を共通にする人々の間には、自ら共通感情が生じ來るのである。この人々に於ける共通感情が共同的な中心に表現せられ又は共同の行爲に實現されるならば、それは客觀的な共同感情に高まりて直接に面接し得ざる人々をも客觀的に結びつけることになるのである。而して共同體の發展するに従つてその共同感情は、共同の自然よりも共同の表現界に基礎づけられることが益々多くなる。

第二に中心性についてである。即ちこれ等共通の事實に基いて人間の内に成立する共通感情が、それに於て表現されて共同感情に高まり人々を客觀的に結ぶ力となるところの共同的中心なもの、氏族共同體に於ては共同祖先の信仰であつた。また村落共同體に於ては共同の氏神である。都市共同體に於てもアテネに於けるアテナの神に見られるが如く共同神がその中心に於て祭られて居る。これ等の中心はその共同體の發展を通じて變らざるところの過現未を貫く中心として置かれて居るのであつて、かくてはじめて人々の感情がこれを中心として過現未を貫いて客觀的に結ばれるのである。その成員の總ての人々が面接し得ざるところのより大なる全民族的國民共同體に於ては、かかる中心の確立が一層重要となる。

第三は重層性についてであるが、共同體の發展は、外延的により大なる範圍の共同體に進むと共に内包的に諸

1) 西田幾多郎博士『人間的存在』思想、本年三月號參照



共同體が分化する。而してより小なる共同體はより大なる共同體に於て否定されざるのみならず、その中に自己を保有する。諸氏族が部族に諸部族が種族に、諸種族が國民に進むと共に、内に家族等の諸共同體が分化發展する。かくてこれ等相重なる諸共同體間に、人間生活の爲めに必要なる諸種の機能が適當に配分され、全體としての共同體に於てある人々の生活は一層完全となり行くのである。但しこの際、特有の機能を保有することが適當と認められざる共同體は、解消することゝなる。

第四に、基礎性についてであるが、共同體の根本原理は、共同感情である。共同體の共同體としての生活に於ては、共同感情が是なりとするものが發見せられ、これが實行に移されなければならない。原始共同體に於ても共同感情の是とするところのものは、共同體員の公議によつて發見せられ、それが主長によつて實行に移されたのである。共同體が次第に發展し行くならば、これ等共同體の機能も分化發展する。公議の仕方は議會の諸形式を發展せしめ、實行の仕方は政府の諸形式を發展せしめる。而もこれ等のものが、共同體の機能として共同體を基礎となしこれをはなれざる限り、共同體自體の發展である。

而もこれ等のものは、共同體の土臺をはなれて、自己目的となり得るのである。この際には共同體自體が變質されざるを得ない。一は主長が共同體の共同精神をはなれその實行力を共同體の共同目的の爲めではなく、むしろ自己の目的の爲めに用ゐるに至る方向である。他は共同體の成員の合議が、その共同體の共同精神より遊離して、共同體の共同目的よりも階級的利益を目的とするに至る方向である。こゝに黨派的利益が支配的となり共同體が破壊されて行くことゝなる。この二方向が歐洲に於ける共同體の崩解方向であつた。即ち前者がゲルマンの

共同體の進んだ方向であり、後者がギリシヤの都市共同體の進んだ方向である。

かくて共同體自體の本質より見て、その發展が一貫して一民族の國民共同體にまで高められると云ふことは、その正常的な發展である。このことが他國に於てなし得なかつたと云ふことは、これを障害する條件がそれ等の國々にあつたが故である。これに反してこのことが日本に於てのみ爲し得られたと云ふことは、この正常的な發展を助けるところの諸條件が我國にはあつたが故である。故に次にこの條件について見よう。

日本が國民共同體を發展せしめ得たる根本條件は、先づ、それ自身が地理的に纏まつた島國であり、而もこの島國が豊かな文化を有せる大陸に接近せる地位にあつたと云ふことである。若し日本が、南洋諸島の如く、大陸文化より遠くはなれて存在して居たならば、その本來有せる共同體的構造を永く保持し得たであろうが、それは原始共同體であつて、國民一體としての國民共同體でない。かくてそれは南洋に於けるが如く、野蠻の状態に止まつて居たであろう。これと反對に日本が、朝鮮の如き文化大陸との陸つゞきの半島國であつたとしたならば、朝鮮が常に支那年號を用ゐ、それ自身の年號を用ゐなかつたが如く、支那の屬領的狀態に置れたであろう。かゝる状態に於て自己の國民共同體を發展せしめ得ないことは云ふまでもない。若しまた日本が支那の如き地位にあつたとすれば、絶へず野蠻人よりの侵略を受けて王室が絶へず交替し、王室と人民との關係は侵略者と被侵略者征服者と被征服者との關係を常に新にすることとなり、その間に共同體的な關係は生じ得なかつたであろう。この際本來の農村共同體は、人民の生活單位として保持せられそれ自身が自治的な小國家としての意義を有し支配者に対する防禦的な役目を果たすこと現に支那に於て見られるが如くでもあろう。それは、原始共同體と專制君主と

の二重國家であつて、一體としての國民共同體ではない。また若し日本が先進國ローマと直接に接近し武勇に秀でて居たゲルマニアの如き状態にあつたとしたならば、これと鬭争する必要上その共同體は武力本位に專制化し行かざるを得ない。進んで他民族の中に進出し行ける時、それは本來の自然より遊離し異民族に臨むことによつて益々專制化しその共同體的構成は破壊されざるを得なかつたこと、ゲルマニアについて見られたが如くであつて、そこには國民共同體の發展の餘地はないであらう。然るに日本に於ては、その國內に相對立せる民族的團體が統一されたる後は島國として、他國に攪亂されることなくそれ自身内に國民共同體的に發展し得たのである。ギリシヤは大陸文化に近き半島國として、大陸より文化を取り入れ而も破壞的攪亂を受けることなくその自然共同體をより高き都市共同體にまで高め得たのであるが、遂に陸續きのマケドニヤに亡ぼされるに至つた。

かく考へ來るとき、それが島國として、而も大陸文化と接近して居たと云ふことは、日本に國民共同體が發展し得たところの根本條件であつた。即ちかくの如き根本條件に於て、日本は本來のその自然共同體を民族全體の國民共同體にまで高め得たる只一の國民である。而もこれは必須條件であつて、これがあつても必ずしも國民共同體は成立し得ない。例へば元寇の時に、元よりの侵略も日本が島國でなく大陸続きであつたならば、國民共同體的構成を無傷に保持し得たか否かは問題であるが、而もたとひ我國が島國であつたとするも、正にその時に暴風が起らなかつたとすれば事情はまた變化し得たのである。かくてこの根本條件に於て日本國民共同體が如何に成立せしかゞ問題となる。

次に我國に於て原始共同體より國民共同體が成立すに至れる過程につき考察しよう。

#### 四

日本の國民史の初めに於ける氏族共同體の存在は、これを直接に論證することは出来ないが、多くの點より間接に推論し得られる。内田銀藏氏は、この存在を大化改新に於ける班田收授の法の支那のそれとの相違より推論して次の如くに述べて居られる。

「上古の社會組織は氏族の制を以て本とす。而して聚落はもと大抵血族團集若くは之を模範とせる部の團集より發達したものゝ如し。多くの場合に於て、村は或氏族が其地に居を占め、族長の指揮の下に族人協力して地を開きしより起れるなり。村人は通常同一の氏族若くは同一の部に屬し、同祖の觀念の下に結合し、社を立て、其の祖神を祀り其族長若くは部長に服事し、團結極めて堅く、最も共同一致の念に富みしものゝ如し。されば其田はもと族若くは部に屬するものと考へられ、族長若くは部長は其の族人若くは部民の各戸に適宜配當し、之を耕作せしめたることならん。上古の社會組織の下に於て田がもと未だ族若くは部を構成する各戸の各別所有ならず族若くは部に屬する共產たり。而して族長若くは部長により之に屬する各戸に定期班給せられたるべきことは、事理に於て最も有り得べきことなりと云ふべし。而してかく族若くは部の團結内に於て、班田行はるゝ場合には之に屬する各戸の口數に比例して田を給すること最も單純にして且つ自然なり。思ふに上古の世、各地聚落内の土地制度は、凡そ此の如きものなりしなるべく、而してかゝる習俗が中古班田制度の基礎となりしとすれば、總ての疑問は頗る能く説明せられることを得るなり。」<sup>1)</sup>

かゝる共同體が、更に氏族國家に進んだ段階については、有史前のゲルマニヤの状態がこれを接觸してゐた口

1) 内田銀藏博士『日本經濟史研究』

ローマ人によつて記録されたが如く、日本との接觸にあつた支那によつて記録された。我國に關する記事の現れた支那の正史の最初のもは『前漢書』地理志であつて、「樂浪の海中倭人あり、分ちて百餘國と爲す」とある。それは西曆紀元一世紀頃の記事である。

更に『魏志』の倭人傳には「倭人は帶方の東南大海中に在り、山島に依つて國邑を爲し、舊百餘國、漢の時朝見する者あり、今使譯通ずる所三十國」とある。それは西曆紀元三世紀の前半に於ける記事と考へられるのである。この『魏志』に於ける記事が有史前の日本に關する最も信すべきものとされて居るが、それはタキトゥスのゲルマニア<sup>1)</sup>に關する記事の詳細なるに比すべくもない。即ちタキトゥスは先づゲルマン諸民族の一般的なる生活状態を明にし、次いで諸民族の特殊性を記事して居る。その諸民族の數は三十ばかりであるがその各々は尙ほ獨立の状態にあつて、その間に何等統一的な秩序に入つてゐない。タキトゥスは「この國は依然として領主もなく、且つ一つの君權によつても防禦されてゐなかつた」と述べてゐる。然るに、日本の場合について、注意すべきことはそれ等諸國の間に、既に統一的な組織が或程度發展して居たことである。即ち曰く「郡より倭に至るには、海岸に循つて水行し、韓國をへて乍ち南し乍ち東して其北岸狗邪韓國に到る七千餘里。始めて海を渡る千餘里、對馬に至る。…又南一海を渡る千餘里、…一大國に至る。…又た一海を渡る千餘里、末盧國に至る。四千餘里あり、山海に濱して居る。…東南陸行五百里にして、伊都國に到る。世々王あり皆女王國に統屬す。…東南奴ノ國に至る。百里なり二萬餘戸あり。東行不彌國に至る百里、…南投馬國に至る。水行二十日、五萬餘戸ばかり。南邪馬、臺國に至る。女王の都する所、水行十月、陸行一月、七萬戸ばかり。女王國より以北、其戸數道里は略載すべき

1) Tacitus, Germania.

も、其餘の旁國は遠絶にして、詳かにするを得べからず。次に斯馬國あり、次に己百支國あり、次に伊邪國あり、次に那支國あり、次に彌奴國あり、次に好古都國あり、次に不呼國あり、次に姐奴國あり、次に對蘇國あり、次に蘇奴國あり、次に呼邑國あり、次に華奴蘇奴國あり、次に鬼ノ國あり、次に邪馬國あり、次に躬臣國あり、次に巴利國あり、次に支惟國あり、次に烏奴國あり、次に奴の國あり。此れ女王の境界盡る所なり。其南に狗奴國あり、男子を王を爲す。：女王に屬せず。また曰く「女王國より以北、特に一大率を置いて、諸國を檢察す、諸國之を畏懼す、常に伊都國に治す」更に曰く「其(正始)の八年：倭の女王卑彌呼、狗奴國の男王卑彌弓呼素と和せず」この耶馬臺を何處にあるものと考へるかは議論の少なくないところであるが、内藤湖南博士によつて大和説が唱へられるに至つた。博士は、倭人傳の記事について曰く「兎も角此時は既に日本の西半部を統一した國家が出来て居るので、其國土が相當に大きくあり、文化も相當に進んで居つたので、漢の之に對する待遇も頗る鄭重で其の國王印の如きも海外の大國に與へる形式のものを與へて居つたのである。たぶん後漢の初、日本の統一した國家の發端と見るべき此時代には、日本の西半部より朝鮮の南部までかけて領有してをり、當時に於いて已に三韓の未だ國家の形をなさざる諸部落に對して大なる威力であつたに相違ない。それは日本の傳說的歴史に於いて何の時代に當るかは充分に明でないけれども、寧ろ此の頃を以て日本の開國の紀元と略ぼ定める方が正當でなしかと思ふ。」

この状態に於ては民族的諸國家が、單なる聯合の状態より更に進んでその一つの下に於て結ばれんとしてゐる。こゝに諸氏族團體の民族的統一に至る發端が見られる。

民族的社會の生活は氏神を中心として爲されるのであるが、このことは民族的國家についても見られる。例へばアテイカの四種族が統一して成れるアテネの都市國家の生活は、その中心をなす小山の上に祭られたアテナの神を共同的中心として營なまれた。諸氏族國家間の統一が進むならば、これ等諸國家を統一するところの共同神がその中心に定められなければならない。このことが崇神天皇の朝に於て爲された。

日本書記に曰く、「六年百姓流離、或有背叛、其勢難以德治之、是以晨興夕惕、請罪神祇、先是、天照大神和大國魂二神、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神。託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立礎堅城神籬、亦以日本大國魂神、沱渟名城入姬命祭。」<sup>1)</sup>

内藤博士は、前掲の『魏志』の倭人傳にある卑彌呼のことを、この崇神天皇の朝のことに結んで曰く、「それ(後漢の初、日本の開國の紀元)から後七八十年にして、日本に於いては崇神天皇の頃、…内亂があつたと云ふのが本で、所謂卑彌呼時代を來した。これは…日本に於いては倭姫が天照大神の御靈を奉じて諸國の土豪から領土人民を寄附させて統一の基礎を固めた時に當ると思ふ。」<sup>2)</sup>と述べて居る。即ちこれまで天皇氏の氏神であつた天照大神が天皇氏を離れて祭られ、諸の氏族團體の共同の神となつたのであつて、こゝにこの全體が一つの國民共同體として確立するに至るべき中心的原理が宗教的に置かれたのである。而も尚ほ各々の氏族團體はそれ自身の氏神を有して存續し各々「氏の上」の支配の下にあつたのであつて、天皇の支配はこれ等「氏の上」の上に行はれてゐたのである。

この状態に於ては、諸氏族團體は土地人民を私有する諸氏族團體の長即ち「氏の上」がこれを支配して居たので

1) 訓讀日本書記、中卷(岩波文庫)第四四頁參照

2) 内藤博士『日本文化研究』第二九頁以下參照

ある。大和民族の一體としての國民共同體の實現の爲めには更に進んでこの土地人民をこの諸氏族團體の私有より解放して天皇を中心としてこれを統一しなければならぬ。これ諸氏族團體の聯合の状態より一國民共同體への合一状態への發展である。このことが、大化の改新によつて爲されたのである。而してその共同體的精神は、その經濟的制度たる班田收授の法に於て見ることが出来る。

大化の改新に於ては、土地は私有より一旦これを公に收め、國法に従つてこれを分授した。この班田收授の制度に於ける國民共同體的精神は、これを支那に於ける制度と比較することによつて特に明となる。この點にとつて特に重要なのは、次の四點であつた<sup>1)</sup>。

一、後魏に於ては、人年十五に達し始めて田を受く。北齊にあつては年十八以上に達し始めて田を受くる制であり、唐にあつても、中男年十八以上に達し始めて一人分の口分田を受けた。然るに日本の制度に於ては、人年六歳以上に達し班年の來るに過へば、未だ勞働に堪えず、又少しも課役を負擔せざるも、早く既に一人分の口分田全額を受けた。

二、後魏に於ては、老いて課を免ぜらるゝに至れば、身未だ没せずと雖も、早く田を還へさした。北齊に於ても、年六十六歳に達し租調を免ずると同時に田を還へさした。唐にあつては、田を全く收公するは、身死して後なりと雖も、老男には大に其額を減じ、たゞ壯者の半額を給して置くに過ぎなかつた。然るに日本の制にては、年老いて課役を免ぜらるゝに至るも、田を還さしめず、又其額を減ぜず、壯者と同様に支給し置き、身歿するの後班年の來るを待つて始めて還公せしめた。

1) 内田銀藏博士、『日本經濟史研究』第五三頁以參照。



三、後魏、北齊共に婦人には男子の半額を給したるに過ぎず、唐の制に至つては男子一人に對する口分田支給額八十畝なるに寡妻妾は一人につき僅かに三十畝に過ぎず。即ち唐にあつては女子に對する支給額甚だ少くして男子の半にも及ばざりき。然るに我が日本中古の制度に於ては、女子にも男子の三分の二を給するを以て定則とした。

四、後魏に於ては一般に奴婢にも良民と同額の露田を給した。北齊は、奴婢の數に或る制限を置いたが、其制限に達する迄は良民と同額の露田を給した。然るに日本中古の制度に於ては、官戸奴婢に限り、良民と同額の田を給したと雖も、一般の家人及奴婢に對しては、良民の三分の一を給したのみであつた。且つ後には奴婢に限り十二歳以上に達し始めて支給することゝ定め又實際奴婢には全くこれを給せざることあるに至つた。

以上一自至三に於て見らるゝところのものは、日本の班田收授法は、支那の均的法の如く、調の負擔と相對して、田を給授するものに非ず、専ら各戸の現口數を標準としての生活の必要に應じて、田を給したものである。即ち支那のそれは、國家の徵稅本位の立場に立つものであるに對し、日本のものは、當時行はれたる人頭課稅たる調庸の負擔と直接の關係なきものであつた。即ち彼に於ては國家の徵稅本位にあるに對し我に於ては國民の生活本位に立つたのである。こゝに國民共同體精神が見られる。

第四の點に於て、支那の制度は、多く家人奴婢を有する富者を幸すること大なるに對し、我に於ては然らず、且つ田を授くるに當り、貧を先にし富を後にすることが明に條令に見えて居る。かくて此制度の本來の性質は、貧弱を憐み、富強を抑ゆるところのものである。こゝにも國民共同體精神が見られる。

當時我國の制度が多く唐の制度に則りしに拘らず、この班田收授の法については、かくも重要な點に於て唐制と異つたのであるが、内田博士は、この大化改新に於ける班田收授の法は我國に從來あつたところの共同體に於ける慣行を基礎としたものであらうとされてゐること前述せしが如くである<sup>1)</sup>。

かくて大化の改新なるものは、その經濟制度に於ても、我國の有史前に於ける共同體の精神を復活したものである。而もそれは、單なる復古ではなく、この古代共同體の精神を、國民單位に擴充して回復したのである。かくてこゝに「天皇を中心とする國民共同體」なるものはじめて成立したのである。

ギリシヤ、ゲルマニヤ等に於ては最高の共同體的存在であつたところの民族的共同體が、かくて、我國に於ては、諸種族の聯合が氏族共同體の統一に高まれるが如き過程を経て、一の國民共同體に高められたのである。

續いて『古事記』並に『日本書紀』に於てこの「天皇を中心とする國民共同體」の由來が歴史的に表現された<sup>2)</sup>。

以上は我國國民共同體の成立過程であるが、かくの如くにして一度成立したる我國國民共同體は今日にまで至る我國國民史の發展を通じて變つて變らざる本體的構造を成したのである。今これを共同體の共同性について云へば、我國國民共同體の共同感情は、有史以前より今日まで變ることなき國土自然を共同にし、この自然の規定の下に既に有史前に於て構成され今日まで變ることなき大和民族としての血を同じくし、この自然の下に於てこの民族によつて表現されたる一切の文化界を共同にすることに基くところのものである。故にこの國民共同體の基礎をなせる共同的事實は原始共同體の重要な基礎をなせし自然的なる共同的事實と文化共同體の重要な基礎をなせる文化的なる共同的事實が共に一體をなして居るものであつて、而もその一貫性が有史以來一度も破壊されたる

1) 本誌、本號第一一頁參照  
2) 我が國土人民の一切が伊弉那岐命伊弉那美命による生産として、國民的組織がその直系たる天皇を中心として考へられた。

とがないものである。従つてこの共同的事實に基礎付けられたる國民の共同感情は他の國民に見得ないところの最も根深いものである。この點に於て我國民共同體は自然的、且文化的共同體であると云ふことが出来る。

次に共同體の中心性について云へば、かくの如き基礎的事實を共通にして居る人々の共通感情に統一を與へ、これを國民的共同感情としての客觀的な力たらしめて居る中心原理は即ち、天皇である。この天皇は萬世一系であつて、有史以前より變ることがなかつた。故に國民共同體の超歴史的な超人間的な中心である。このことが我國民共同體を確乎不動のものたらしめてゐる。

かくの如き「天皇を中心とせる國民共同體」は、我國民史を有史以前より一貫して變らざる構造であつたが故に、これが我國民的生命の基礎構造を成した。

次に共同體の基礎性について云へば、我國民共同體に於てもその發展と共にこれより權力的なるもの社會的なるものが分化發展した。權力的なるものは將軍として鎌倉の開幕以後明に分化した。然しそれは、「天皇を中心とする國民共同體」を基礎としてこれに於てあるものであつて、ゲルマニアの氏族共同體の發展に於けるが如く、共同體の中心を否定し共同體自體を否定することはなかつたのである。また現代に於ては、社會的なるものが分化發展したのであるが、このものも天皇を中心とする國民共同體を基礎としてこれに於てあるが故に、社會的なるものに必然的に伴ふ貧富の階級的對立も、ギリシヤに於けるが如く國民共同體自身を分裂させ否定するに至らない。即ち我國民史に於ては、「天皇を中心とする國民共同體」が、我國民的生命自體の根本構造であつて、この共同體的な國民的生命が我國民史を貫く本體である。これに對して權力的なるもの並に社會的なるものは、この本

體的、生命がその必要に應じて、創り出しましたは否定するところの制度である。かくてこの制度の變遷を貫いて天皇を中心とせる國民共同體」としての國民的生命が、自己を一貫して發展せしめ行くのである。

次に共同體の重層性について見んに、共同體的なるものは、共同體的なるものを基礎としてはじめて自己を保持し發展せしめ得るが、社會的又は國權的なるものを基礎としては自己を維持することが出来ない。依つて我國民共同體の基礎に於て共同體的なるものは、最もよく自己を保持し發展せしめ得る。例へば家族なるものは、西歐諸國に見得ざるところの共同體的性格を、我國に於て保持し且つ完成せしめつゝあるのである。而もこゝに注意すべきことは、かく我國に於て家族共同體の保持される意味が、支那等に於て家族共同體並に村落共同體が今日尙ほ強く保持されてゐる意味と異なることである。即ち前述せし如く、支那に於ては、これ等共同體が國民共同體にまで高められることなくその專制的國家權力に對する防禦的意義に於て保持されて居るのである。然るに我國にては、家族共同體は國民共同體の重要な構成要素としてこれに於てあるのであつて、兩者はその原理を一にして居る。忠孝一致と云ふことが即ちそれである。即ち「君臣相親しみて上下相愛」する我國民共同體に於てその中心たる天皇に對する愛が忠であり、家族共同體の中心たる親に對する愛か孝である。これに對し共同體の中心よりその成員に對する愛は、前者に於ては「仁」であり後者に於て「慈」であると云ふことが出来る。この「天皇を中心とする我國民共同體」に於ては、ひとり家族共同體のみならず、諸種の共同體が、國民共同體の發展の必要に應じて發展せしめ得るのである。

## 五

以上に於て、我國民の根本構造を「天皇を中心とする國民共同體」に於て見たのであるが、この根本構造に於てはじめて我國民經濟の根本性格を明にし得るのである。

我が國民經濟の第一の特徴は、我國民共同體の基礎性より來たるところの我國民共同體の經濟的制度に對する主體性である。故に一つの經濟制度が我國に於て成立すると云ふことは、それが國民共同體の發展のために必要なるが故である。またかくて一度成立せし經濟制度が存續すると云ふことは、我國體たる「天皇を中心とする國民共同體」を基礎としてこれに於てあることである。従つて國民共同體の中心原理としての我國の皇室は、この國民共同體に於てあるところの經濟的制度を越へた存在であることをその特色として居る。次に一つの經濟制度はそれが、國民共同體の發展のために必要なる限り存續するものであるが、これと矛盾するに至れば變革されなければならぬ。この際、經濟制度がそれに於てあるところの國民共同體自體には何等變動がない。このことは中世の封建的經濟制度について事實であつたが、現代の資本主義的經濟制度にとつても事實である。これに對して西歐の諸國は、我國民共同體と異なつて市民國家である。故にそこに於ては階級的なるものに國權的なるものが基礎づけられて居り、これ等社會的なるもの並に國家的なるもの、根底に更に我國に於けるが如き國民共同體的なるものはない。従つて經濟組織の變革は政治組織の變革であつて、同時に國民生活の一切が變革する。例へば佛蘭西革命に於ては、地主階級たりし王室並に貴族階級が否定せられて、第三階級たる資本家階級がこれに代り、君主專制主義は一變して民主主義となつた。またロシア革命に於ては、第四階級たる無産者階級が勃興して王室と共に地主並に資本家階級を否定し、君主專制が一黨專制に變つた。世界大戰後の獨逸の革命に於てもまた

同様である。かくて経済的制度の變革と云ふことは、西歐諸國に於ては一切の變革を意味するのであるが、我國に於ては、國民共同體の發展の爲めの必要條件である。故に我國に於て國體の變革と云ふことゝ資本主義的經濟制度の原理としての私有財産制度の變革と云ふことゝを一緒に規定したところの治安維持法なるものは、我國體の本質を無視せるものである。かくの如く、我國國民共同體の經濟制度に對する主體性に於て、我國國民經濟の根本性格が先づ見られる。

次に我國國民共同體の共同性に關聯して我國國民經濟の根本性格を考察しよう。國民共同體に於ては、國民生活の一切の領域が、國民的共同精神によつて貫かれて居ることがその本質である。故に國民共同體の發展と云ふことは、この本質が徹底し行くことである。大化の改新に於てはこの精神の實現の意圖が或程度見られるのであるがそれは我國國民共同體の成立期として未だ具體的に實現し得らるゝ段階には達して居なかつた。また封建的經濟制度並に資本主義的經濟制度は、我國國民共同體の發展に必要なものとして國民共同體の具體的實現を準備したのであるが、それ自身未だ共同體精神を以て貫かれたところのものではなかつた。むしろ封建的經濟制度自身は經濟の權力化として國民共同體を專制化する傾向を有し、また資本主義制度は階級的分裂的經濟として、國民共同體を階級的に分裂せんとする傾向を有するものである。こゝにこの兩經濟制度の國民共同體の發展に對する限界が存する。これ等の制度は、國民共同體を基礎としてそれに於てあつたものであるが、今や新に實現せらるべきときろの經濟制度は、それ自身國民共同體の共同精神を以て構成されたところのものでなければならぬ。即ちこの意味に於て國民共同經濟組織でなければならぬ。明治天皇が五ヶ條の御誓文に於て「上下心を一

にして盛に經綸を行ふべし」と宣はれた經綸は「よわたりのみち」であつて、この國民共同經濟の根本原理たるべきところのものである。この國民共同經濟の下に於てはじめて「天下億兆一人も其處を得ざる」者なからしむるところの我國民共同體の根本原理を實現し得るのである。かくてこの國民共同經濟の構造並にそれが現代の資本主義制度より實現さるべき仕方を明にすることが、今日の日本經濟學の重要課題である。

次に我國民共同體の重層性との關聯に於て、我國民經濟の根本性格を考へんに、既に述べしが如く、國民共同體の地盤に於てはじめて、諸共同體が保持せられ發展せしめられるのである。故に國民共同體を地盤とせし我國民經濟に於ては、常に家族の共同體的性格が重要な經濟的意義を有した。例へば、それ自身としては共同體をも個人主義的に分解する本質を有するところの現代の資本主義制度の下に於ても、我國に於ては國民共同體の基礎に於て家族の共同體が有力に保持せられて國民經濟の重要な構成要素をなし、資本主義經濟制度の國民共同經濟と矛盾すべき個人主義的な働きを緩和してゐる。またこの資本主義を變革することによつて實現さるべきところの國民共同體經濟に於ては、單に家族共同體のみならず、農村共同體、都市に於ける諸の職業共同體が發展せしめられ、國民共同經濟に於ける重要な構成要素とならなければならないのである。

かくて我國民經濟の根本性格は、これを一言にして云へば「天皇を中心とする國民共同體」に於て在ると云ふことである。従つてこの我國民經濟の歴史的研究も、理論的研究も、また實踐的研究も、この「天皇を中心とする國民共同體」を基礎とすることによつてなされなければならない。こゝに市民國家に於ける西歐諸國民の經濟と學異なるところの日本經濟學の根本性格も定まるのである。